

諮問庁：個人情報保護委員会委員長

諮問日：令和6年9月17日（令和6年（行情）諮問第1025号）

答申日：令和8年5月22日（令和8年度（行情）答申第133号）

事件名：（自）デジタル社会推進本部web3PT議事概要等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表1に掲げる31文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月12日付け個情第1435号により個人情報保護委員会事務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、「部分開示」となった処分について、不開示部分（ただし、電話番号、内線番号、FAX番号、メールアドレス、オンライン会議の会議ID及びパスワード並びに行政機関の非常勤職員の氏名は除く。）の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

開示を求めているのは、政権与党である自由民主党所属の国会議員と行政機関の職員、あるいは国会議員を通じて政策等に関する要望を伝えようとしている団体関係者との間で、どのようなやりとりが行われていたのか、についてである。自由民主党デジタル社会推進本部においては、行政職員が頻繁に会合への参加を求められ、その場で政策についての意見が交わされていると考えられ、デジタル分野の政策形成の重要な場の一つになっている。そこでの議論を明らかにすることは、法はもとより、国家公務員制度改革基本法（平成20年7月11日施行）5条3項の趣旨、すなわち政官接触の記録・公開や行政過程に係る記録の作成保存によって政官関係の透明化をはかり、政策責任の所在を国民に明らかにするべきであるという考えに合致するものである。

しかしながら、部分開示文書を見ると、議員の発言とみられる部分はいずれも法5条2号イを根拠に不開示とされ、詳細理由の欄には「公にする

ことにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」（ただし、議員のほか経済団体など他の法人の職員も発言しているとみられる部分の不開示理由は「公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」となっている）と記されるのみである。該当部分を公にすることが、一体、自由民主党のどのような「権利、競争上の地位その他正当な利益」を害することになるのか具体的な説明をいただきたい。ここで不開示とされた議員らの発言は、公務員が公務として自由民主党主催の会合に参加し、説明した内容に対し、議員として意見を述べ、あるいは指示したものと考えられ、政策の方向に影響を与えた可能性もある。これを国民に開示することに社会的利益があることは明らかである。それを考慮してもなお、自由民主党の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と評価されるべきか否かについても説明をいただきたい。

また、令和6年4月4日、11日、18日、24日開催の会合には、複数の経済団体職員が参加していることが、開示された開催案内の資料や、自由民主党の公表した「デジタル・ニッポン2024」などから推察されるが、参加団体名や、その発言は不開示となっている。団体名が伏せられていると推察される部分の不開示の根拠は法5条1号だが、団体名はこれに当たらない。また、団体職員の発言が不開示とされた詳細理由欄には「公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とある。これらの団体は、政治家を通じて、政策の方向性やその進め方についての要望を行政機関に伝え、政策に影響力を与えようとしていると思われる。それを明らかにすることが、一体、この団体のどのような「権利、競争上の地位その他正当な利益」を害することになるのか具体的な説明をいただきたい。また、特定の団体の主張する特定利益が、どのように政策に反映されたのか、されなかったのかを国民に明らかにする社会的利益は大きいと思われるところ、それを考慮してもなお、当該団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と評価されるべきか否かについても説明をいただきたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、個人情報保護委員会（以下、第3において「委員会」という。）に対して令和6年5月13日付け（同日委員会受付）で行った行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が原処

分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり原処分を維持すべきものと思料する。

#### 1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、別紙1に掲げる文書（審査請求人に対し、令和6年5月16日付けで補正を行ったもの。以下「本件請求文書」という。）である。これに対し処分庁は、別紙2に掲げる文書1ないし文書45（以下、順に「文書1」ないし「文書45」といい、以下、第3において、併せて「本件特定文書」という。）を具体的に特定し、原処分を行った。

本件対象文書は、2024年1月以降に開催された自由民主党デジタル社会推進本部と委員会の会議のうち、委員会に関する議論が行われたもの（以下「本件会議」という。）に関し、委員会において作成又は取得した文書であり、具体的には、開催案内（文書1、文書4、文書7、文書10、文書11、文書12、文書16、文書17、文書20、文書21、文書24、文書27、文書32、文書36及び文書41）、議事次第（文書2、文書5、文書8、文書13、文書18、文書22、文書25、文書28、文書33、文書37及び文書42）、謙事概要（文書3、文書6、文書9、文書15、文書19、文書23、文書26、文書30、文書31、文書35、文書39、文書40、文書44及び文書45）及び委員会作成の資料（文書14、文書29、文書34、文書38及び文書43）である。本件会議の運営は非公開で行われているとともに、議事内容についても公にされていない。

自由民主党のホームページによれば、自由民主党デジタル社会推進本部は、「デジタル・ニッポン2024」と題した提言を取りまとめ、特定年月日、特定総理に申し入れたとされている。デジタル・ニッポンは政府のデジタル政策の方向性を示すため同本部が毎年策定しているもので、併せて、同本部の下に設置されている六つのプロジェクトチーム（以下「PT」という。）（web3PT、防災DXの推進に関するPT、サイバーセキュリティに関するPT、デジタル人材育成PT、AIの進化と実装に関するPT、こども・子育てDXPT）がそれぞれ取りまとめた提言も盛り込んでいるとされている。

#### 2 原処分内容及び理由について

原処分は、本件特定文書のうち、文書2、文書14、文書22、文書28、文書29、文書33、文書34、文書37、文書38、文書42及び文書43を全部開示し、文書8、文書13及び文書18を不存在のため不開示にし、その余については法5条1号、2号（原文ママ）、3号及び6号に該当する部分を不開示としている。

#### 3 原処分の妥当性について

審査請求人は、原処分において開示した文書の不開示部分（ただし、電話番号、内線番号、FAX番号、メールアドレス、オンライン会議の会議ID及びパスコード並びに行政機関の非常勤職員の氏名は除く。）（以下「本件不開示部分」という。）の取消しを求めていることから、以下、審査請求人が開示を求める不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 開催案内（文書1、文書4、文書7、文書10、文書11、文書12、文書16、文書17、文書20、文書21、文書24、文書27、文書32、文書36及び文書41）について

ア 法5条1号該当性について

開催案内の不開示部分には、自由民主党の担当者の氏名が記載されているところ、自由民主党の担当者の氏名は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ア) 法5条1号ただし書イ該当性について

自由民主党の担当者の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないため、法5条1号ただし書イに該当する事情は認められない。

(イ) 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

法5条1号ただし書ロ及びハのいずれかに該当する事情も認められない。

(ウ) 法6条2項の部分開示の可否について

同部分は、個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

イ 法5条2号イ該当性について

文書4、文書16、文書17及び文書24の不開示部分には、本件会議のうち防災DXの推進に関するPTの議題及び当該議題に係る出席者の名称（以下、第3において「本件不開示議題等」という。）が記載されている。

なお、原処分では、自由民主党の内線番号、FAX番号、担当者のメールアドレス、オンライン会議の会議ID及びパスコードについても、法5条2号イを根拠に不開示としているが、同不開示部分は、上記のとおり本件審査請求の対象にされていないので、以下、本件不開示議題等についてのみ検討する。

本件不開示議題等には、本件会議のうち防災DXの推進に関するPTにおいて討議するテーマ等が記載されている。

本件会議は、政府の会合ではなく、自由民主党が主催したものであり、そこで行われた議論の結果の扱いは政府の裁量の外にあるほか、議論の内容を公開することは必ずしも前提とされておらず、少なく

とも開示請求時点において公開されていない。

また、本件不開示議題等については、議題そのものから政策の検討事項が推測できる内容であることに加え、防災DXの推進に関するPT以外の本件会議の議題とは異なり、公表資料その他の事情から本件不開示議題等が存在することが推測できるという事情も存しない。

よって、本件不開示議題等を公にすることは、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項を無断で明らかにすることになるとともに、自由民主党の内部検討事項及びその構成員の同検討事項に関する発言・意見についての不正確な情報を流布せしめる結果となる可能性も認められ、自由民主党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、法5条2号イに該当し不開示にした原処分は妥当である。

- (2) 議事次第（文書2、文書5、文書8、文書13、文書18、文書22、文書25、文書28、文書33、文書37及び文書42）について

文書5及び文書25の不開示部分については、上記の開催案内と同様、本件会議のうち本件不開示議題等が記載されているところ、上記(1)イと同じ理由で法5条2号イに該当する。

したがって、法5条2号イに該当し不開示にした原処分は妥当である。

- (3) 議事概要（文書3、文書6、文書9、文書15、文書19、文書23、文書26、文書30、文書31、文書35、文書39、文書40、文書44及び文書45）について

議事概要は、全て委員会職員が内部の情報共有のために作成したものであり、作成に当たり、自由民主党の了解を得てはいないほか、事後に自由民主党又は自由民主党以外の団体（以下、第3において「本件団体」という。）等の各会合出席者に対し、内容について確認、了承を得ていない。

ア 法5条1号該当性について

文書3、文書9、文書19及び文書23の不開示部分には、自由民主党の担当者の氏名が記載されており、また、文書3、文書6、文書9、文書15、文書19、文書23、文書26、文書30、文書31、文書35、文書39、文書40、文書44及び文書45の不開示部分には、自由民主党の出席者の氏名が記載されている。

なお、原処分では、行政機関の非常勤職員の氏名についても、法5条1号を根拠に不開示としているが、同不開示部分は、本件審査請求の対象にされていないので、以下、自由民主党の担当者の氏名及び自由民主党の出席者の氏名についてのみ検討する。

自由民主党の担当者の氏名は、上記（１）アと同じ理由で法５条１号に該当し、また、自由民主党の出席者の氏名も同じ理由で法５条１号に該当する。

したがって、法５条１号に該当し不開示にした原処分は妥当である。

イ 法５条２号イ該当性について

文書３の不開示部分には「会議の概要」と題した議論の内容が記載され、文書３、文書６、文書９、文書１５、文書１９、文書２３、文書２６、文書３０、文書３１、文書３５、文書３９、文書４０、文書４４及び文書４５の不開示部分には、自由民主党の発言者名及び発言内容が記載されており、また、文書３、文書１５、文書１９、文書２３、文書２６、文書３０、文書３５、文書４０及び文書４５の不開示部分には、本件団体の名称、本件団体の発言者名及び発言内容が記載されている。

なお、原処分では、自由民主党の内線番号及び担当者のメールアドレスについても、法５条２号イを根拠に不開示としているが、同不開示部分は、上記のとおり本件審査請求の対象にされていないので、以下、「会議の概要」並びに自由民主党の発言者名及び発言内容と本件団体の出席者名、発言者名及び発言内容についてのみ検討する。

(ア) 「会議の概要」並びに自由民主党の発言者名及び発言内容については、同不開示部分を公にすることは、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項を無断で明らかにすることになるとともに、発言内容の正確性が担保されていないことから、自由民主党の内部検討事項及びその構成員の同検討事項に関する発言・意見についての不正確な情報を流布せしめる結果となる可能性も認められ、自由民主党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) 本件団体の出席者名、発言者名及び発言内容については、同不開示部分を公にすることは、本件会議の議題に関する政策に対する本件団体の意見等を無断で明らかにすることになるとともに、発言内容の正確性が担保されていないことから、本件団体の内部検討事項及びその構成員の同検討事項に関する発言・意見についての不正確な情報を流布せしめる結果となる可能性も認められ、本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、本件会議への出席者や発言者の選定についても政策的な判断が伴うと思われるところ、自由民主党の政策の検討事項の一内容と言えることから、本件団体の名称や本件団体の発言者名を公にすることは、自由民主党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(ウ) したがって、法5条2号イに該当し不開示にした原処分は妥当である。

ウ 法5条3号該当性について

文書45の不開示部分には、行政機関の職員の発言が記載されており、同発言は、外国又は国際機関の政策について分析した結果を内容とする。

同不開示部分は、外国又は国際機関が対外公表していない情報を前提とする分析であることから、これを公にすると、外国及びそれに属する機関等との信頼関係が損なわれ、相互の信頼に基づき保たれている我が国との正常な関係に悪影響を及ぼすおそれがあるから、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある。

したがって、法5条3号に該当し不開示にした原処分は妥当である。

(4) 以上により、原処分は妥当である。

4 審査請求人の主張について

(1) 議員らの発言部分に関する主張について

審査請求書によると、審査請求人は、「議員らの発言は、公務員が公務として自由民主党主催の会合に参加し、説明した内容に対し、議員として意見を述べ、あるいは指示したものと考えられ、政策の方向に影響を与えた可能性もある。これを国民に開示することに社会的利益があることは明らかである。それを考慮してもなお、自由民主党の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と評価されるべきか」などと主張する。

しかしながら、上記3(3)イ(ア)に記載の理由に加え、自由民主党は政治理念の下で活動する団体であり、その活動に関する情報を公表することについての時期、方法、内容については、自らの政治的判断の下に決定することができるというべきであり、時期を問わずに一般に公表されることは、同政党の活動に重要な影響を及ぼすものと言えるから、その権利利益等が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められると言える。

(2) 本件団体の団体名及び本件団体の発言者の発言に関する主張について

審査請求書によると、審査請求人は、本件団体の発言部分について、「これらの団体は、政治家を通じて、政策の方向性やその進め方についての要望を行政機関に伝え、政策に影響を与えようとしていると思われる。それを明らかにすることが、一体、この団体のどのような「権利、競争上の地位その他正当な利益」を害することになるのか具体的な説明をいただきたい」、「特定の団体の主張する特定利益が、どのように政策に反映されたのか、されなかったのかを国民に明らかにする社会的利

益は大きい」などと主張する。

しかしながら、上記3(3)イ(イ)に記載の理由に加え、本件団体についても、その活動に関する情報を公表することについての時期、方法、内容については、自らの判断の下に決定することができるというべきであり、時期を問わずに一般に公表されることは、本件団体の活動に重要な影響を及ぼすものと言えるから、その権利利益等が害されるという相当の蓋然性が客観的に認められると言える。

なお、審査請求人は、本件団体の団体名は法5条1号に該当しないなどとも主張するが、上記3(3)イ(イ)のとおり、本件団体の団体名について、法5条1号を根拠に不開示にしているのではなく、法5条2号イを根拠に不開示にしている。

(3)したがって、審査請求人の上記主張には理由がない。

## 5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年9月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月11日 審議
- ④ 令和8年2月13日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月27日 審議
- ⑥ 同年5月15日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、本件特定文書（文書1ないし文書45）を特定し、文書2、文書14、文書22、文書28、文書29、文書33、文書34、文書37、文書38、文書42及び文書43について全部開示し、文書8、文書13及び文書18について不存在のため不開示とし、その余の文書（本件対象文書）について、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分は、自由民主党担当者の氏名（文書1、文書3、文書4、文書7、文書9ないし文書12、文書16、文書17、文書19ないし文書21、文書23、文書24、文書27、文書32、文書36及び文書41）、会議の議題（文書4ないし文書6、文書16、文書17、文書19、文書24ないし文書26）及び個人情報保護委員会が作成した会議の議事概要等（会議の概要、自由民主党出席者・発言者の氏名（肩書を含む。以下同じ。）及び発言内容、自由民主党以外の団体の名称、出席者・発言者の氏名（肩書を含む。以下同じ。）及び発言内容並びに行政機関職員の発言内容等）（文書3、文書6、文書9、文書15、文書19、文書23、文書26、文書30、文書31、文書35、文書39、文書40、文書44及び文書45）であると認められる。
- (2) 本件不開示部分のうち、自由民主党担当者の氏名について（文書1、文書3、文書4、文書7、文書9ないし文書12、文書16、文書17、文書19ないし文書21、文書23、文書24、文書27、文書32、文書36及び文書41）

標記の不開示部分は、自由民主党担当者の氏名であることから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、同号ただし書イに該当する事情はなく、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 本件不開示部分のうち、会議の議題について（文書4ないし文書6、文書16、文書17、文書19及び文書24ないし文書26）及び個人情報保護委員会が作成した会議の概要等（会議の概要、自由民主党出席者・発言者の氏名及び発言内容、自由民主党以外の団体の名称、出席者・発言者の氏名及び発言内容等（下記（5）で検討する部分を除く。））（文書3、文書6、文書9、文書15、文書19、文書23、文書26、文書30、文書31、文書35、文書39、文書40、文書44及び文書45）

ア 標記の不開示部分について、諮問庁は、上記第3の3において、①自由民主党が主催する本件会議の運営は非公開で行われているとともに、会議の議題及び議事内容については公にされておらず、会議の議題は、議題そのものから政策の検討事項が推測できる内容であ

る旨、②本件会議への出席者や発言者の選定については、自由民主党の政策的な判断が伴い、自由民主党の政策の検討事項の一内容である旨及び③議事概要については、全て個人情報保護委員会職員が内部の情報共有のために作成したものであり、作成に当たり、自由民主党の了解を得てはいないほか、事後に自由民主党又は同党以外の団体等の各会合出席者に対し、内容について確認、了承を得ていない旨説明するところ、この諮問庁の説明は、特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ そうすると、当該不開示部分について、これを公にすると、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項や会議の議題に関する政策に対する自由民主党や同党以外の団体の意見等を無断で明らかにすることになるとともに、発言内容の正確性が担保されていないことから、自由民主党や同党以外の団体の内部検討事項及びその構成員の発言・意見についての不正確な情報を流布せしめる結果となる可能性がある旨の上記第3の3(3)イの諮問庁の説明は、これを否定することができない。

ウ したがって、当該不開示部分を公にすると、自由民主党又は同党以外の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 本件不開示部分のうち、行政機関職員の発言部分について(文書45)

ア 標記の不開示部分は、外国又は国際機関が対外公表していない情報を前提とする分析であることから、これを公にすると、外国及び国際機関との信頼関係が損なわれ、我が国との正常な関係に悪影響を及ぼすおそれがある旨の上記第3の3(3)ウの諮問庁の説明は、当該不開示部分の記載内容に照らせば、これを否定することはできない。

イ そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 文書6の1枚目34行目について

ア 標記の不開示部分は、個人情報保護委員会職員が出席した自由民主党の会議の概要等についての個人情報保護委員会内部への報告の時期に関する記載にすぎず、その記載内容に照らせば、これを公にしても、自由民主党又は同党以外の団体の発言者の発言内容や検討事項等を、会議出席者以外の者に明らかにすることになる又は推測されるおそれがあるとは認められないことから、自由民主党又は同党以外の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

があるとは認められない。

イ したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙1 本件請求文書

2024年1月以降に開催された自民党デジタル社会推進本部と個人情報保護委員会の会議のうち、個人情報保護委員会に関する議論が行われたものの開催案内、議事次第、資料、議事概要（資料については、個人情報保護委員会が作成したものに限る）

## 別紙2 本件特定文書

- 文書1 (自) デジタル社会推進本部web3PT (令和6年2月16日開催分) 開催案内
- 文書2 (自) デジタル社会推進本部web3PT (令和6年2月16日開催分) 次第
- 文書3 (自) デジタル社会推進本部web3PT (令和6年2月16日開催分) 議事概要
- 文書4 (自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年2月27日開催分) 開催案内
- 文書5 (自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年2月27日開催分) 次第
- 文書6 (自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年2月27日開催分) 議事概要
- 文書7 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年3月6日開催分) 開催案内
- 文書8 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年3月6日開催分) 次第
- 文書9 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年3月6日開催分) 議事概要
- 文書10 (自) デジタル社会推進本部AIの進化と実装に関するPT (令和6年3月13日開催分) 開催案内
- 文書11 (自) デジタル社会推進本部AIの進化と実装に関するPT (令和6年3月13日開催分) 開催案内 (議題・対応者追加)
- 文書12 (自) デジタル社会推進本部AIの進化と実装に関するPT (令和6年3月13日開催分) 開催案内 (会議室変更)
- 文書13 (自) デジタル社会推進本部AIの進化と実装に関するPT (令和6年3月13日開催分) 次第
- 文書14 (自) デジタル社会推進本部AIの進化と実装に関するPT (令和6年3月13日開催分) 説明資料
- 文書15 (自) デジタル社会推進本部AIの進化と実装に関するPT (令和6年3月13日開催分) 議事概要
- 文書16 (自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年3月13日開催分) 開催案内
- 文書17 (自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年3月13日開催分) 開催案内 (会議室変更)
- 文書18 (自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年3月13日開催分) 次第
- 文書19 (自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年3月13日開催分) 開催案内

- 催分) 議事概要
- 文書20 (自) デジタル社会推進本部web3PT (令和6年3月15日開催分) 開催案内
- 文書21 (自) デジタル社会推進本部web3PT (令和6年3月15日開催分) 開催案内 (対応者変更)
- 文書22 (自) デジタル社会推進本部web3PT (令和6年3月15日開催分) 次第
- 文書23 (自) デジタル社会推進本部web3PT (令和6年3月15日開催分) 議事概要
- 文書24 (自) デジタル社会推進本部、防災DXPT合同会議 (令和6年3月22日開催分) 開催案内
- 文書25 (自) デジタル社会推進本部、防災DXPT合同会議 (令和6年3月22日開催分) 次第
- 文書26 (自) デジタル社会推進本部、防災DXPT合同会議 (令和6年3月22日開催分) 議事概要
- 文書27 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月4日開催分) 開催案内
- 文書28 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月4日開催分) 次第
- 文書29 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月4日開催分) 説明資料
- 文書30 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月4日開催分) の概要 (令和6年4月4日作成)
- 文書31 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月4日開催分) の概要 (令和6年4月9日作成)
- 文書32 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月11日開催分) 開催案内
- 文書33 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月11日開催分) 次第
- 文書34 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月11日開催分) 説明資料
- 文書35 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月11日開催分) の概要 (令和6年4月11日作成)
- 文書36 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月18日開催分) 開催案内
- 文書37 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月18日開催分) 次第
- 文書38 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月18日開催分) 説明資料

- 文書39 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月18日開催分) の概要 (令和6年4月18日作成)
- 文書40 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月18日開催分) の概要 (令和6年4月19日作成)
- 文書41 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月24日開催分) 開催案内
- 文書42 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月24日開催分) 次第
- 文書43 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月24日開催分) 説明資料
- 文書44 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月24日開催分) の概要 (令和6年4月24日作成)
- 文書45 (自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月24日開催分) の模様 (令和6年4月25日作成)

別表1 原処分における本件対象文書の不開示部分と不開示理由

文書番号	文書名	不開示部分 (行政文書開示決定通知書に記載された不開示部分)	不開示条項 (法5条の該当号)	原処分における不開示理由
1	(自) デジタル社会推進本部 web 3PT (令和6年2月16日開催分) 開催案内	特定法人 (原文ママ。以下同じ。) の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
3	(自) デジタル社会推進本部長 web 3PT (令和6年2月16日開催分) 議事概要	会議の概要	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		特定法人発言者の氏名、発	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人

		言内容		の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		行政機関のメールアドレス、内線番号	6号柱書き	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、国等の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス、内線番号	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
4	(自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年2月27日開催分) 開催案内	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		議題	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検

				討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
5	(自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年2月27日開催分) 次第	議題	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
6	(自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年2月27日開催分) 議事概要	行政機関の非常勤職員の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人出席者の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人発言者の氏名、発言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

		行政機関の電話番号メールアドレス、内線番号	6号柱書き	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、国等の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		議題	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
7	(自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年3月6日開催分) 開催案内	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス、FAX番号	2号	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
9	(自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年3月6日開催分) 議事概要	行政機関の非常勤職員の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。

				め。
		特定法人出席者の氏名の氏名（原文ママ）	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人発言者の氏名、発言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		行政機関の電話番号、メールアドレス、内線番号	6号柱書き	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、国等の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害する

		ス、内線番号		おそれがあるため。
10	(自) デジタル社会推進本部 AI の進化と実装に関する PT (令和6年3月13日開催分) 議事概要	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス、FAX番号	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
11	(自) デジタル社会推進本部 AI の進化と実装に関する PT (令和6年3月13日開催分) 開催案内 (議題・対応者追加)	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
12	(自) デジタル社会推進本部長 AI の進化と実装に関する PT (令和6年3月13日開催分) 開催案内 (会議	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。

	室変更)			め。
		特定法人のメールアドレス、FAX番号	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
15	(自) デジタル社会推進本部 AI の進化と実装に関する PT (令和6年3月13日開催分) 議事概要	特定法人出席者の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人発言者の氏名、発言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		行政機関のメールアドレス、内線番号	6号柱書き	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、国等の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
16	(自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年3月13日開催分) 開催	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該

	案内			当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		議題	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		オンライン会議の会議ID及びパスワード	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
17	(自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年3月13日開催分) 開催案内 (会議室変更)	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		議題	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		オンライン会議の会	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動

		議 I D 及 び パ ス コ ー ド		を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
19	(自) デジタル社会推進本部防災DXPT (令和6年3月13日開催分) 議事概要	特定法人出席者の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		議題	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		特定法人発言者の氏名、発言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		行政機関の電話番号、メールアドレス、内	6号柱書き	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、国等の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

		線番号		
		特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス、内線番号	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
20	(自) デジタル社会推進本部web3PT(令和6年3月15日開催分)開催案内	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
21	(自) デジタル社会推進本部web3PT(令和6年3月15日開催分)開催案内(対応者変更)	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。

		人のメールアドレス		たずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
23	(自) デジタル社会推進本部web3PT(令和6年3月15日開催分)議事概要	特定法人出席者の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人発言者の氏名、発言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		行政機関の電話番号、メールアドレス	6号柱書き	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、国等の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法	2号イ	公にすることにより、い

		人のメールアドレス、内線番号		たずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
24	(自) デジタル社会推進本部、防災DXPT合同会議(令和6年3月22日開催分)開催案内	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		議題	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		オンライン会議の会議ID及びパスワード	2号イ	公にすることにより、たずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
25	(自) デジタル社会推進本部、防災DXPT合同会議(令和6年3月22日開催分)次第	議題	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
26	(自) デジタル	特定法	1号	法5条1号本文前段の個

社会推進本部、 防災DXPT合 同会議（令和6 年3月22日開 催分）議事概要	人出席 者の氏 名		人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
	議題に 係る出 席者の 名称	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	議題	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討事項が明らかになることを通じて、同政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	特定法 人発言 者の氏 名、発 言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	行政機 関の電 話番 号、メ ールア ドレ	6号柱 書き	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、国等の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

		ス、内線番号		
27	(自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月4日開催分) 開催案内	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス、FAX番号	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
30	(自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月4日開催分) の概要 (令和6年4月4日作成)	特定法人出席者の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人発言者の氏名、発言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
31	(自) デジタル社会推進本部会	特定法人出席	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であっ

	議（令和6年4月4開催分）の概要（令和6年4月9日作成）	者の氏名		て、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人発言者の氏名、発言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
32	（自）デジタル社会推進本部会議（令和6年4月11日開催分）開催案内	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス、FAX番号	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
35	（自）デジタル社会推進本部会議（令和6年4月11日開催分）の概要（令和6年4月11日作成）	特定法人出席者の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。

		特定法人発 言者の氏 名、発 言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
36	(自) デジタル社会推進本部会議(令和6年4月日開催分)開催案内	特定法人の担 当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメ ールア ドレ ス、F AX番 号	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。
39	(自) デジタル社会推進本郎会議(令和6年4月18日開催分)の概要(令和6年4月18日作成)	特定法人出席者の氏 名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人発 言者の発 言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況が明らかになるこ

				とを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
40	(自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月18日開催分) の概要 (令和6年4月19日作成)	特定法人出席者の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人発言者の氏名、発言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
41	(自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月24日開催分) 開催案内	特定法人の担当者名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人のメールアドレス、FAX番号	2号イ	公にすることにより、いたずらや偽計等に使用される等、当該法人の活動を侵害し、権利を害するおそれがあるため。

44	(自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月24日開催分) の概要 (令和6年4月24日作成)	特定法人出席者の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人発言者の発言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
45	(自) デジタル社会推進本部会議 (令和6年4月24日開催分) の模様 (令和6年4月25日作成)	特定法人出席者の氏名	1号	法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、法6条2項の部分開示の余地はないため。
		特定法人発言者の氏名、発言内容	2号イ	公にすることにより、非公開の会議において自由民主党が行った政策の検討状況及びその他の法人の政策に対する意見等が明らかになることを通じて、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		行政機	3号	当該情報を公にすること

		<p>関 職 員 の 発 言 内 容</p>	<p>で、外国及びそれに属する機関等との信頼関係が損なわれ、相互の信頼に基づき保たれている我が国との正常な関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため。</p>
--	--	--------------------------------	--

別表2 開示すべき部分

文書番号	開示すべき部分
文書6	1枚目34行目の不開示部分の全部

※ 行数については、空白部分を数えない。